

森山地区防災まちづくり協定

地区施設整備計画の名称	森山地区防災まちづくり計画	
地区施設整備計画の対象となる区域	森山1丁目、東山3丁目の各一部	
地区施設整備計画の対象となる面積	約 8.0 ha	
地区施設整備計画の目標年次	2033年(平成45年)	
災害に強い都市整備の強いつき	<p>本地区は、浅野川の北東約500m、市民に親しまれる卯辰山のすそ野に位置し、藩政時代の街路構造が残され、19町会から成る地域コミュニティが連綿と受け継がれている。地区内には、狭隘な道路が多く、また、老朽化が激しい木造住宅が密集しているほか、空き家や空き地も増加しつつあり、地震をはじめとする災害に強いまちづくり、安心・安全を確保することが急務となっている。</p> <p>このため、災害時の避難及び消防活動などに資する防災機能を確立するとともに、良好な住環境の形成を図り、安全で住み良いまちづくりを実現することを目標とする。</p>	
災害に強い都市整備の方針	<p>(1) 災害時でも安全で安心な道路機能の確保を図る。 (2) 地域住民相互の防災体制の強化を図る。 の二つを基本方針とする活力あるまちづくりを目指す。</p>	
その他災害に強い都市整備を推進するために必要な事項	壁面の位置の制限	<p>「主要な道路」では道路の幅員4mを確保するため、「安全の確保に努める道路」では安全空間4mを確保するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱、門若しくは塀を後退する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要な道路」の幅員4mは、道路中心線から2mを基準とする。 ・「安全の確保に努める道路」の安全空間4mは、道路中心線から2mを基準とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	出窓、軒その他これらに類するものは、壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲内に納めること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、原則として生け垣とする。
	工作物の設置の制限	壁面の位置の制限で定められた敷地の範囲には工作物を設置しない。
	その他	<p>本地区の住民は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災活動への協力 (2) 自主防災活動の実施 に、努める。
地区施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災道路の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路(幅員4m以上)の道路整備 ・主要な道路(幅員4m)の道路改良 ・防災道路相互の交差点(隅切)の改良 (2) 一時避難場所の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所の整備 ・耐震型防火水槽(40t級)の設置 (3) 狭あい道路拡幅整備モデル事業による整備 	

●この防災まちづくり計画に基づいて、金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例第20条第1項の規定により、平成26年3月26日に地区住民等と金沢市長とで防災まちづくり協定を締結しました。